

特記仕様書及び現場説明書

- ① 本工事の施工に当たっては、『長野県土木工事施工管理基準』、『長野県土木工事共通仕様書』、『長野県土木工事現場必携』、『設計基準』に基づき実施すること。
~~ただし、路盤及びアスファルト舗装の出来形管理及び品質管理項目は下記のとおりとする。~~
- ~~1) 路床はプルーフローリングを実施（現場密度の測定及び平板載荷試験は省略）~~
 - ~~2) 下層路盤はプルーフローリングを実施（現場密度の測定は現場状況により行う）~~
 - ~~3) 上層路盤は現場密度の測定実施（粒度試験は省略）~~
 - ~~4) アスファルト舗装は現場密度及び温度測定は実施、（平坦性は省略）~~
※側溝脇等の局所復旧の品質管理については、転圧回数管理及び立会確認等に変えることができる。
当工事については、上層路盤を局所復旧として品質管理を行うこと。
- ② 積算条件が実際の施工条件と一致しない場合であっても、以下のものは変更契約の対象としないものとする。ただし、監督員が妥当と認めるものはこの限りでない。
- 1) 積算重機と使用重機が一致しない場合
 - 2) 廃材等の運搬距離及び処分先が積算条件と一致しない場合
 - 3) 仮設工の積算条件及び数量
 - 4) 交通整理員の人数
- ③ ~~当工事では現場環境改善費(旧イメージアップ経費)を計上しているため、施工計画作成時に監督員と協議すること。なお、実施しない場合は減額の対象とする。~~
~~総括情報表の現場環境改善費は「上記以外」と標記されているが、「大都市(1) (2)市街地以外」と読み替えること。~~
- ④ ~~本工事は施工者希望型週休2日工事の対象工事である。実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員へ通知すること。実施した場合には変更対象とする。~~
~~週休2日の実施を希望する場合は、「施工者希望型週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。~~
- ⑤ ~~施工前に必ず区長、土地使用者及び周辺住民へ工事概要・工期・交通制限等について十分な説明をすること。~~
- ⑥ ~~施工前に必ず起工測量成果及び施工計画書を協議書にて提出すること。~~
- ⑦ 下請負人と契約を行った場合は、下請負代金の金額に関わらず下請負人通知書及び施工体系図、施工体系台帳を提出すること。なお、交通誘導員及び産業廃棄物の処分についての施工体系台帳の作成は不要とする。
- ⑧ 施工前に資材等の承認願いを提出すること。ただし、一括承認のあるものは不要とする。
- ⑨ ~~残土、As塊等発生・運搬時は、運搬先・運搬経路を位置図に記載し提出すること。~~
~~残土処分に関しては運搬先における土捨前と土捨後の写真を撮影し提出すること。また、土捨後の土量計算書を作成し提出すること。~~
残土運搬距離が5km未満であった場合は減額変更とし、5km以上にあつては変更協議の対象とする。
- ⑩ ~~施工箇所に境界杭(鉋)があり工事施工により妨げとなる場合には、地権者の立会いの元、「にげ」をとり一時的に撤去すること。工事竣工後には再び地権者立会いの元、杭(鉋)を~~

打つこと。

- ⑪ 水道管・ガス管等の埋設物に関しては掘削前に請負者側で対応すること。尚、表示板については長野県型を使用することとする。
- ⑫ 工事施工区間及び周辺の交通安全には、万全を期すこと。
- ⑬ 安全管理について、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「道路工事保安施設設置基準」に基づき事故のないよう十分に配慮すること。
- ⑭ 変更契約にあたっては、工事価格において千円以下を切り捨て、万円単位止めとする。
$$\text{(変更請負額)} = \text{(変更設計額)} \times \text{(請負額)} / \text{(設計額)} \quad (\text{千円以下切り捨て})$$
- ⑮ ~~見積単価は3社以上から見積を行い、最低価格を設計単価として採用する。~~
- ⑯ ~~物価資料掲載単価の決定方法については、長野県建設部の物価資料掲載単価決定方法に準じている。~~
- ⑰ ~~本工事の側溝製品は支給品となるため、発注者と納期等を密に調整すること。なお積算について、支給品額は共通仮設費・現場管理費の対象となるが、一般管理費の対象とはしない。~~
- ⑱ ~~本工事は寒中コンクリートにおける特殊養生費は見込んでいない。尚、計画工程に基づき協議の対象とする。~~
- ⑲ 上記に認めのない事項及びこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議書にて協議すること。

※尚、上記の事項を怠り発生したトラブル等については請負者側で全て対応解決すること。